

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休むとき  
は、翌日  
の翌日)

## 目次

◇ 示 牛の流行性感冒予防注射等の実施

保安林予定森林にする旨の通知

都市計画事業の認可

境港管理組合規約の一部を変更する規約

鳥取県物産館管理要綱の一部改正

◇ 告 狩猟者講習会の実施

## 告示

### 鳥取県告示第五百三十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感冒予防注射及び豚丹毒予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十五年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒及び豚丹毒発生予防のため

二 実施する区域

1 牛の流行性感冒予防注射

県下全域

2 豚丹毒予防注射

東伯郡及び倉吉市を除く県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 牛の流行性感冒予防注射

乳牛。ただし、生後七月未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

1 牛の流行性感冒予防注射

昭和四十五年八月一日から九月三十日まで

2 豚丹毒予防注射

昭和四十五年八月一日から十月三十一日まで

五 検査の方法

1 牛の流行性感冒予防注射

牛流行性感冒予防液（家衛試毒）皮下注射

2 豚丹毒予防注射

豚丹毒予防液皮下注射

2 豚丹毒予防液皮下注射

鳥取県告示第五百三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字会下山二二九六から二三〇〇まで、二三〇一の二から二三〇一の三まで、二三〇二から二三〇四まで、字高幡山二三〇六、二三〇九、二三一〇、字タドコ二三一一、字東谷二三一三から二三一七まで、字小松谷奥二三二六、字妙法寺下毛平二三三六の一、二三三六の二、二三三七から二三四〇まで、二三四二、字妙法寺上平二三四三、字妙法寺下平二三四四、字妙法寺上平二三四五から二三五三まで、字寿ヶ谷二三八二の一、二三八二の二、二三八八、二三八九、二三九一から二三九三まで、字新田二四二四、二四二六、字ネジレ二四六九、字大澄二四七〇、大字郷原字奥山四七二の一から四七二の四まで、大字八河谷字柳谷奥四三九、四四〇、大字呂大字イブチ九六九から九七一まで、字追尾南九七二、九七三、字大ヌヶ九七四から九八五まで、字隠谷九八六の一から九八六の三まで、九八七、九八八、九八九の一、九九〇、九九一、九九二の一、九九二の二、九九三、九九四の一、九九五の一、九九六の一、九九七の一、九九七の三、九九七の四、九九八の一、九九八の三、九九九、一〇〇〇の一、一〇〇一の一、一〇〇二の一、一〇〇七、一〇〇八、大字芦津字柳ヶ谷五五三、五五四、五五五の一、五五五の三、五五七、字釣掛ヶ五五八から五七一まで、五七二の一、五七二の二、五七三、五七四、大字尾見字瀧ノ奥五七九、字中谷五九四、大字中原字駒

野九〇二、字野々段九〇五、九〇六、九〇六の一、字喜富次九〇九、大字大呂字滝ヶ谷一〇六一、大字駒帰字坂谷六一〇、六一一、大字大屋字一ノ谷二〇八の一、二一〇の一、二一一の一、二一一の次一、字下村ノ上五一〇の一、五一〇の二、五一二、五一三の一、五一三の二、五一四から五一六まで、字コウ子谷奥五一七から五一九まで、五二〇の一、五二〇の二、五二二、五二二、字一ノ谷奥五二五、五二六、字一ノ谷五二七、五二八、字一ノ谷奥五二九から五三八まで、字住屋途五三九から五四四まで、五四四の内第一、五四四の内第二、字稲葉谷五四五から五五〇まで、字キヨ床五五一、五五二の一、五五二の二、五五三から五五五まで、五五六の一から五五六の三まで、字金ヶ谷五五七、五五八、字スリ鉢五六八、字朽谷五七〇、字大谷奥左五七一、字尾谷五七三、字尾長谷五八二、字小字野尾上五八三の一から五八三の六まで、五八四、五八五の一、五八五の二、五八六から五九〇まで、五九二、字カツラ谷五九三から五九七まで、五九七の第一、五九八、五九八の第一、五九八の第二、五九九の一、五九九の二、六〇〇の一から六〇〇の三まで、六〇二から六〇四まで、字半田左平六〇五、六〇六の一から六〇六の六まで、六〇七から六〇九まで、六一〇の一、六一〇の二、字半田セト六二二から六二九まで、六三〇の一、六三〇の二、六三一から六四二まで、字コイシ谷六四三、六四四、六四五の一、六四五の二、字新田平上六四六の一、六四六の二、六四七から六四九まで、字藤谷奥六六四から六六六まで、六六七の一、六六七の二、六六八、六六九、六六九の一、字立木口右六七〇から六七三まで、六七四の一、六七四の二、六七七、六七八、六七八の一、六七八の二、六七九、六七九の一、六七九の二、字小谷六八〇の一、六八〇の二、六八一から六八五まで、六八六の二、字才ナ谷六八七の一、六八

七の三から六八七の八まで、大字真鹿野字小谷二一一、二一四、字松ノ木五六五の二、五六五の四、五六七、五六八、五六九の一、五六九の二、字長途五七〇の一、五七二から五七五まで、字草平五七六から五七八まで、五八〇、五八一の一から五八一の一〇まで、五八二から五八四まで、字北谷五八五、五八五の内一、五八五の二から五八五の五まで、五八六、五八六の一、五八七から五九六まで、字土居ノ瀬戸六〇一、六〇三、六〇五、六〇七、六〇八、六〇八の一、六〇八の次一、六〇九から六一四まで、六一四の次一、字道ケ市六一五から六二二まで、六二二の一、六二三から六三二まで、字金谷奥六三三、六三四の一、六三四の五、六三四の六、六三六の四から六三六の一四まで、六三七から六四四まで、六四四の一、六四五から六四九まで、六五〇の五から六五〇の一五まで、六五一から六五九まで、字小谷六六〇から六六三まで、六六四の二から六六四の五まで、六六五、六六六の一から六六六の三まで、六六七から六六九まで、六六九の次一、六七〇から六九三まで、字後谷六九四から六九七まで、六九八の一、六九八の二、六九九の一から六九九の五まで、七〇〇、七〇一、七〇一の一、七〇二から七〇四まで、七〇五の一、七〇五の二、七〇六、七〇六の次一、七〇八、七〇八の一、七〇九、七〇九の一、字本谷奥七一〇から七一七まで、七一八の一から七一八の五まで、七一八の七から七一八の二一まで、七一八の二三から七一八の三八まで、七一九から七二五まで、七二九、七三〇の五、字奥ケ市七三四の一から七三四の三まで、字本谷奥七三六、七三八の一から七三八の一八まで、七三九、七四一から七四四まで、七四四の一、七四五から七五〇まで、七五一の一から七五一の一八まで、字酒錢田七五二から七五七まで、七五八の一から七五八の一〇まで、七五九、七六〇、七六〇の一、

七六一から七六五まで、七六八から七七五まで、七七六の一、七七七、七七八、七七九の一から七七九の三まで、七八〇、七八〇の一、七八一、字寺土居七八二から七九三まで、字梅ノ木谷七九四から八〇二まで、八〇二の一、八〇三から八一五まで、字市略谷八一六から八二三まで、大字野原字野谷口下モ平二二七、二二八の一、二二八の二、二二九から二二二まで、字野谷奥二二三から二二五まで、二二八から二二三まで、字小谷二三五、二三六の一、二三六の二、二三七、二三八、字野谷口上平二三九の一、二三九の二、二四〇の一、二四〇の二、字西谷口二五五から二六〇まで、字西谷奥下平二六二から二六五まで、二六九から二七三まで、字奥上平二七四、二七六から二八七まで、二八七の一、二八八、字西谷奥上平二八九から二九五まで、二九五の一、二九六、二九六の一、字山本三〇〇の一、三〇一の一、字野谷奥三〇三の一、三〇四の一、字西谷奥下平三〇五の一、三〇五の二、三〇六、三〇七、字奥上平三〇八の一、三〇八の二、三〇九、大字奥本字山本六二五の一、六二八の一、六二八の三、六二八の四、六二九の一、六二九の二、六三〇の一、六三一から六三三まで、字家ノ奥六三四の二、六三四の三、六三五の一、六三五の二、六三六から六三九まで、六四〇の一から六四〇の三まで、六四一の一、六四一の二、六四二の一、六四二の二、六四三、六四四、六四四の二、六四五の一、六四五の二、六四六、字郷平六四七の一から六四七の三まで、六四七の八、六四七の一〇、六四八の一、六四九の一、六四九の二、六四九の四、六五〇から六六七まで、字皆地六六八、六六八の一から六六八の六まで、六六九、六六九の一から六六九の九まで、六七〇の一、六七〇の二、六七二から六七七まで、六七七の一から六七七の四まで、六七八、六七八の一、六七九、六七九の一から六

七九の三まで、字臼ヶ谷六八〇、六八一の一、六八一の二、六八二の一、六八二の二、六八三、字本谷六八四、六八四の一、六九一の四、六九一の一、六九一の一三、字クジャ谷七〇一の四、七〇一の五、七〇一の七、七〇一の九から七〇一の一一まで、七〇一の一四、字上ミ町七〇二の一、七〇三の一、七〇四の一、七〇五から七〇七まで、七〇九、七〇九の一、七〇九の二、七一一、七一一の一、七一一の一、七一二、字松ノ木七二三の一、七二四の一、七二五から七二七まで、七二八の一、七二八の二、七二八の二、七二九の二、七三〇の一、七三一の一、七三二の一から七三二の三まで、七三三の一、七三三の二、字坊ヶ谷七三四の一、七三五、七三六の一、七三七から七三九まで、七四〇の一、七四〇の二、七四二、七四三、七四四の一、七四四の二、七四五の一から七四五の三まで、七四六の一、七四七の一、七四七の二、字梅ノ木七四八、七四九の一、七四九の二、七五〇、七五一の一、七五二、七五三の一、七五三の二、七五四、七五五、七五六の一から七五六の三まで、七五七の一、七五九の一、七六〇、七六一、字坂ノ谷七六二、七六二の一、七六三、七六四、七六五の一から七六五の二一まで、七六五の二四、七六五の二八、七六五の三一、七六五の三三、七六五の三六、七六六から七六九まで、七八三の次一、七八四の一四、七九二、七九三の二から七九三の一八まで、七九三の二〇、七九三の二二、七九三の二四、七九三の二六、七九三の二八、七九三の三〇、七九四の一、七九五から八〇四まで、字笠木口八四四の二、八四四の次一、八四四の三、八四五の一から八四五の三まで、八四六、字大谷口九〇三の一から九〇三の五まで、九〇四から九〇六まで、字三ヶ月九〇七から九〇九まで、九〇九の一、九一〇の二、九一〇

の一四から九一〇の一七まで、九一〇の二七から九一〇の三〇まで、九一一、九一一の一、九一二、九一三、九一三の一、九一四、九一五、九一五の次一、九一五の二から九一五の四まで、九一六、九一六の一、九四六の一、九四六の二、九四七の一、九四七の一三から九四七の二〇まで、九四七の二二から九四七の三〇まで、字ヒコガ途九五〇、九五〇の一、九五二から九五三まで、九五五の一、九五六の一、九五六の三から九五六の八まで、九五六の一〇、字又毛口九八七から九九〇まで、九九一の一、九九一の二、九九二、九九三、九九三の一、九九四から一〇〇〇まで、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇二から一〇〇九まで、一〇一〇の一、一〇一〇の二、字又毛長途一〇一一、一〇一三から一〇一六まで、大字大背字ツヅラ原奥一五五一の一から一五五一の一六まで、一五五二から一五五八まで、一五五九の一から一五五九の一四まで、一五六〇から一五六三まで、字カウカ谷奥一五六四の一、一五六五の一、一五六五の二、一五六六から一五六八まで、大字東字塚字隠谷上四四〇から四四三まで、四四四の一から四四四の三まで、四四四の五から四四四の一七まで、四四五の一、四四五の二、四四六から四六二まで、四六四、四六五の一、四六六から四八〇まで、四八〇の一、四八一、四八二、字井手ノ上五一九、五一九の一、五二一から五二三まで、五二五から五二八まで、字高尾谷五二九から五四七まで、字弥平田平六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の二、六四〇から六四八まで、六五一、六五二、字池ノ谷口六五三から六五九まで、字池ノ谷奥六六〇から六七二まで、

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業二等大路第三類第三号大工町土居叶線

三 事業施行期間

昭和四十五年七月二十八日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市吉成、大覚寺、宮長、的場及び叶

鳥取県告示第五百三十六号

境港管理組合規約の一部が次のとおり変更されたので、告示する。

昭和四十五年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

境港管理組合規約の一部を変更する規約

第十一条第一項中「五人」を「六人」に改め、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五、八束村長

第十一条第三項中「第五号」を「第六号」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定による自治大臣の許可及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十三条第二項において準用する同法第四条第四項の規定による運輸大臣の認可があつた後において、鳥取県知事及び島根県知事が協議して定める日から施行する。

鳥取県告示第五百三十七号

鳥取県物産館管理要綱(昭和四十五年七月鳥取県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

附則の次に次の五様式を加える。



様式第3号

出 品 物 台 帳

整理番号	品名		
住所又は所在地	氏名又は名称		
整理番号	品名		
住所又は所在地	氏名又は名称		

様式第4号

出 品 物 受 託 書

殿

出品物を下記のとおり受託しました。

年 月 日

職 氏 名 ④

記

品 名	数 量	摘 要

様式第5号

出品廃止届

職 氏 名 殿

物産の出品を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

㊦

記

品 名	数 量	摘 要

公 告

昭和45年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和45年7月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和43年度又は昭和44年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習会修了証明書を有するものは、除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者）にあつては、昭和42年度から昭和44年度の間乙種又は丙種の狩猟免許を1回以上受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和42年度から昭和44年度の間甲種の狩猟免許を1回以上受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月1日13時から	日野郡口野町根雨 日野地方農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
9月3日9時から	米子市権町 米子地方農林振興局会議室	境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、西伯村、大岸本町、会見町、住所を有する者 米子市、日吉津村に住所を有する者
18時から	〃	〃



9月8日 9時から	鳥取市東町1丁目	岩美町、福部村、気高町、鹿野町、青谷町に住所を有する者
” 13時から	鳥取県庁講堂	鳥取市、国府町に住所を有する者
9月10日 9時から	八頭郡部家町部家	智頭町、用瀬町、佐治村、河原町に住所を有する者
” 13時から	八頭地方農林振興局会議室	若桜町、八東町、船岡町、部家町に住所を有する者
9月28日 9時から	倉吉市殿城町	倉吉市、東郷町、三朝町に住所を有する者
” 13時から	倉吉地方農林振興局会議室	泊村、羽合町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤崎町に住所を有する者
10月6日 9時から	米子市稚穂町 米子地方農林振興局会議室	前記の日程に受講できなかつた者及び再受講者
11月3日 9時から	鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂	つた者及び再受講者

初心者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月2日 9時から	日野郡日野町根雨 日野地方農林振興局会議室	日野郡に住所を有する者
9月4日 9時から	米子市稚穂町 米子地方農林振興局会議室	米子市、境港市、西伯郡に住所を有する者
9月9日 9時から	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡、気高郡に住所を有する者
9月11日 9時から	八頭郡部家町部家 八頭地方農林振興局会議室	八頭郡に住所を有する者
9月29日 9時から	倉吉市殿城町 倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市、東伯郡に住所を有する者

10月6日 9時から	米子市稚穂町 米子地方農林振興局会議室	前記の日程に受講できなかつた者及び再受講者
11月3日 9時から	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	

4 講習科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は3時間、初心者課程は6時間とする。

6 考 査

経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程400円、初心者課程700円)に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の5日前までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すると。

8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具